

大鰐町物品の製造の請負、買入れ及び借入れ並びに役務の提供に係る競争入札参加資格者に関する指名停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物品の製造の請負、買入れ及び借入れ並びに役務の提供（以下「製造の請負等」という。）に関する競争入札に参加する資格を有すると認定された者に係る指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 製造の請負等に関する指名停止等は、大鰐町建設業者等指名停止要領の規定を準用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。